

6 文教第 4 8 4 号  
令和 6 年 7 月 1 日

各私立学校設置者 様

京都府文化的生活部文教課長

京都府奨学のための給付金制度（通常申請・新入生一部早期給付 2 回目及び  
家計急変世帯への支援）に関する周知等について（依頼）

平素は、京都府の私学行政の推進に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、京都府では、京都府に在住する保護者等を対象とした上記制度について、本年度も以下のとおり実施いたします。

京都府のホームページにも掲載しておりますので、各学校におかれましては、京都府内に保護者等が在住し、本制度に該当する生徒に対して、案内を配布いただくなど、周知に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、申請書に添付する在学証明書を発行する場合には、本府の様式を参考にして発行していただきますよう、併せてお願いいたします。

○申請期限

- ・通常申請、新入生一部早期給付 2 回目：令和 6 年 8 月 9 日（金）※当日消印有効
- ・家計急変世帯への支援
  - ① 令和 6 年 7 月 1 日までの家計急変：令和 6 年 8 月 9 日（金）※当日消印有効
  - ② 令和 6 年 7 月 2 日以降の家計急変：令和 7 年 2 月 21 日（金）※当日消印有効

○京都府ホームページ（令和 6 年 7 月 1 日更新）

- ・通常申請、新入生一部早期給付 2 回目：  
<https://www.pref.kyoto.jp/bunkyo/syogakukyufukin.html>
- ・家計急変世帯への支援：  
<https://www.pref.kyoto.jp/bunkyo/syougakuyuu hukinkakeikyuuhen/20200702.html>

京都府文化的生活部文教課 経営支援・宗教法人係 TEL 075-414-4516 MAIL bunkyo@pref.kyoto.lg.jp
--